

伊賀市告示第 255 号

伊賀・山城南定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱を次のように定める。

平成 28 年 11 月 14 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀・山城南定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第 1 条 定住自立圏構想推進要綱(平成 20 年 12 月 26 日総行応第 39 号総務事務次官通知)第 6 に規定する定住自立圏共生ビジョン(以下「ビジョン」という。)を策定し、又は変更するに当たり、関係者の意見を幅広く反映するため、伊賀・山城南定住自立圏共生ビジョン懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇談会は、ビジョンの策定又は変更に関することについて協議する。

(組織)

第 3 条 懇談会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 定住自立圏形成協定の取組事項に関連する分野の関係者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇談会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職

務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、企画振興部総合政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年11月14日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。